

○財務省告示第四十五号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
 平成二十八年一月二十八日に発行した利付国債の
 発行条件等を次のとおり告示する。
 平成二十八年二月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 の法律及びそ の条項の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（十年）（第三百十 三回、第三百十四回、第三百十 五回、第三百十六回、第三百十 七回、第三百十八回、第三百十 九回、第三百二十二回、第三百 二十三回、第三百二十四回、第 三百二十五回及び第三百三十 回）及び利付国庫債券（二十年） （第五十七回、第五十八回、第 七十五回、第七十六回、第七 十八回、第七十九回、第八十回、 第八十一回、第八十二回、第九 十二回、第一百回、第一百三回、 第一百五回、第一百十八回及び第 百二十三回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す			

五 募入決定の
方 法
六 発 行 額
七 払 込 金 額
八 最 低 額 面 金
九 振 替 単 位

十 一 発 行 行 価 格 日
十 二 利 子 率
十 三 経 過 払 込 み

る。数値をいう。次号において同
じ。を競争に付して行われる入
札による発行利回り格差の小
さい。のみからその応募額を順次
割り当てらる。四千九百八十九億
五千万円別表のとおり）四百六
五万九千五百九十四億三千四百
五十九万八千九百九十九円

振替法の規定による振替口座簿
の記載又は記録は、最低額面金
額の整数倍の金額によるものと

する。十八年一月二十八日
平成二十八年一月二十八日
発行対象国債ごと額面金額
百円につき、次の算式により算
出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \left(\frac{100}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差} \right) \times \text{残存年数}} \right)$$

（別表のとおり）
募入金決定の通知を受けた者は、
払込出した金額を加え、払込期日
に算出する。払込期日に払
込むものとする。
各発行対象国債の額面金利前額／
各発行対象国債の第10号に日
総額×各発行対象国の債の第10
支規額×各発行期日かで発行の
日数（子なる支払期日には、零。）／365

利付国庫債券 (第十年) (第三百十三回)	名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行金額 (額面金額)
		一・三%	平成三十三年三月二十三日	十五億円

(別表)

十四	利子	第十号に規定する発行日後の各
十五	償還期限	発行対象の支払期において、次の
十六	償還金額	と、式により算出したおいて、支
十七	入札の基	う。ただし、支払期が銀行休業
十八	元利金支	日に当たるときは、その翌営業
十九	入札参加	日に支払う(償還期限)について
二十	払込期日	同。)

$$\frac{\text{償還金額} \times \text{利率}}{100 \times 1 - 2}$$

額面金額のとおりにつき、平成二十
 八年一月二十六日付で日本証券
 業協会が発表した公社債店頭売
 買参考統計表に掲載された平
 均値の単利回り(平成二十年
 年一月二十六日午前九時以前
 訂正された場合は、訂正後の
 当該単利回り)とする。
 日本銀行
 財務大臣から通知を受けた者
 平成二十八年一月二十八日

（（利 五第十付 回三年国 ）百）庫 二 債 十 券	（（利 四第十付 回三年国 ）百）庫 二 債 十 券	（（利 三第十付 回三年国 ）百）庫 二 債 十 券	（（利 二第十付 回三年国 ）百）庫 二 債 十 券	（（利 回第十付 ）三年国 ）百）庫 十 九 債 九 券	（（利 回第十付 ）三年国 ）百）庫 十 八 債 八 券	（（利 回第十付 ）三年国 ）百）庫 十 七 債 七 券	（（利 回第十付 ）三年国 ）百）庫 十 六 債 六 券	（（利 回第十付 ）三年国 ）百）庫 十 五 債 五 券	（（利 回第十付 ）三年国 ）百）庫 十 四 債 四 券
○ ・ 八 %	○ ・ 八 %	○ ・ 九 %	○ ・ 九 %	— ・ — %	— ・ ○ %	— ・ — %	— ・ — %	— ・ 二 %	— ・ — %
日年平 九成 月三 二十 十四	日年平 六成 月三 二十 十四	日年平 六成 月三 二十 十四	日年平 三成 月三 二十 十四	十年平 日十成 二三月 十二三	日年平 九成 月三 二十 十三	日年平 九成 月三 二十 十三	日年平 六成 月三 二十 十三	日年平 六成 月三 二十 十三	日年平 三成 月三 二十 十三
七 十 五 億 円	四 十 六 億 円	億二 円百 九 十 九	億七 円百 七 十 二	円百 五 十 七 億	億三 円百 五 十 六	十 五 億 円	七 十 三 億 円	四 百 八 億 円	十 億 円

（利付第二十年国库債券）	（利付第十九年国库債券）	（利付第十八年国库債券）	（利付第十八年国库債券）	（利付第十八年国库債券）	（利付第十七年国库債券）	（利付第十七年国库債券）	（利付第十七年国库債券）	（利付第十七年国库債券）	（利付第十五年国库債券）	（利付第十五年国库債券）	（利付第十三年国库債券）
二・四%	二・一%	二・一%	二・〇%	二・一%	二・〇%	一・九%	一・九%	二・一%	一・九%	一・九%	〇・八%
平成二十四年六月二十日	平成二十三年十二月十日	平成二十三年三月二十七日	平成二十三年三月二十七日	平成二十三年三月二十七日	平成二十三年三月二十七日	平成二十三年三月二十七日	平成二十三年三月二十七日	平成二十三年三月二十七日	平成二十三年三月二十四日	平成二十三年三月二十四日	平成二十三年三月二十五日
二億円	二十億円	七十九億円	千二百二十億円	七百八十九億円	二十七億円	三百三十九億円	四百四十七億円	十五億円	一億円	四億円	百億円

（（利 回第二付 ）百十国 二年庫 十）債 三 券	（（利 回第二付 ）百十国 十年庫 八）債 回 券 ）	（（利 回第二付 ）百十国 五年庫 回）債 ） 券	（（利 回第二付 ）百十国 三年庫 回）債 ） 券
二 ・ 一 %	二 ・ ○ %	二 ・ 一 %	二 ・ 三 %
十年平 日十成 二四 月十 二二	日年平 六成 月四 二十 十二	九平 月成 二四 十十 日年	六平 月成 二四 十十 日年
百 四 十 億 円	三 十 億 円	二 十 億 円	三 十 億 円